資料２

「木曽川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意志の確認等について」に対する利水参画者の回答について

国部整河環第２０号
２２ダ事第９９号
平成２２年１１月１７日

愛知県知事　殿

国土交通省　中部地方整備局長

独立行政法人水資源機構　理事長

木曽川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意思の確認等について

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。
さて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成２２年９月２８日付け国河計調第７号）に基づき別添のとおり要請しますので、ご協力をお願いします。

（別　添）

1．ダム事業参画継続の意思、必要な開発量（導水量）

ダム事業参画継続の意思があるか、開発量(導水量)として何㎥／ｓが必要かについて、ご報告下さい。

事業対象	水道用水
参画継続の意思	
必要な開発量（導水量）	㎥／s

また、貴職における水需給計画の点検・確認を要請するとともに、当職において必要な開発量(導水量)の確認を行うために、根拠資料など参考となる資料の提供をお願いします。

2．利水代替案が考えられないかの検討

貴職において代替案が考えられないか検討することの可否、および検討を行っていただける場合には、その検討に必要な期間をご報告下さい。なお、代替案が考えられない場合は、その理由も付した上でご報告下さい。

事業対象	水道用水
代替案が考えられないかの検討	可・否
代替案の検討を行っていただける場合、その検討に必要な期間	

3．提出期限

平成２２年１１月３０日（火）

4．問い合わせ先及び提出先

住所：〒460-8514　名古屋市中区三の丸二丁目５番１号　名古屋合同庁舎２号館
国土交通省　中部地方整備局　河川部　河川環境課
建設専門官　[redacted]（内線[redacted]）
調整係長　[redacted]（内線[redacted]）
ＴＥＬ　[redacted]
ＦＡＸ　[redacted]

住所：〒460-0001　名古屋市中区三の丸１丁目２－１
水資源機構中部支社　建設部　第一事業企画課
課長　[redacted]（内線[redacted]）
課長補佐　[redacted]（内線[redacted]）
ＴＥＬ　[redacted]
ＦＡＸ　[redacted]

国部整河環第２０号
２２ダ事第９９号
平成２２年１１月１７日

名古屋市長　殿

国土交通省　中部地方整備局長

独立行政法人水資源機構　理事長

木曽川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意思の確認等について

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。
さて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成２２年９月２８日付け国河計調第７号）に基づき別添のとおり要請しますので、ご協力をお願いします。

（別　添）

1．ダム事業参画継続の意思、必要な開発量（導水量）

ダム事業参画継続の意思があるか、開発量(導水量)として何㎥／ｓが必要かについて、ご報告下さい。

事業対象	水道用水	工業用水
参画継続の意思		
必要な開発量（導水量）	㎥／s	㎥／s

また、貴職における水需給計画の点検・確認を要請するとともに、当職において必要な開発量(導水量)の確認を行うために、根拠資料など参考となる資料の提供をお願いします。

2．利水代替案が考えられないかの検討

貴職において代替案が考えられないか検討することの可否、および検討を行っていただける場合には、その検討に必要な期間をご報告下さい。なお、代替案が考えられない場合は、その理由も付した上でご報告下さい。

事業対象	水道用水	工業用水
代替案が考えられないかの検討	可・否	可・否
代替案の検討を行っていただける場合、その検討に必要な期間		

3．提出期限

平成２２年１１月３０日（火）

4．問い合わせ先及び提出先

住所：〒460-8514　名古屋市中区三の丸二丁目５番１号　名古屋合同庁舎２号館
国土交通省　中部地方整備局　河川部　河川環境課
建設専門官　[redacted]（内線[redacted]）
調整係長　[redacted]（内線[redacted]）
ＴＥＬ　[redacted]
ＦＡＸ　[redacted]

住所：〒460-0001　名古屋市中区三の丸１丁目２－１
水資源機構中部支社　建設部　第一事業企画課
課長　[redacted]（内線[redacted]）
課長補佐　[redacted]（内線[redacted]）
ＴＥＬ　[redacted]
ＦＡＸ　[redacted]

22 土 水 第 708 号
平成 22 年 11 月 30 日

国土交通省　中部地方整備局長　殿
独立行政法人水資源機構　理事長　殿

愛 知 県 知 事

木曽川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意思の確認等について（回答）

平成 22 年 11 月 17 日付け国部整河環第２０号及び２２ダ事第９９号の要請については、下記のとおりです。

記

1．ダム事業参画継続の意思、必要な開発量

事業対象	水道用水
参画継続の意思	有
必要な開発量（導水量）	2.3 m^3 /s

必要な開発量は、「木曽川水系における水資源開発基本計画（第 4 次計画）」をもとに記載。

なお、水需給計画の点検・確認及び資料提供については、別添のとおりです。

2．利水代替案が考えられないかの検討

対象事業	水道用水
代替案が考えられないかの検討	否

なお、利水代替案が考えられない理由については、別添のとおりです。

担当　地域振興部土地水資源課
水資源計画調整グループ
電話 [redacted]

別添

１．ダム事業参画継続の意思、必要な開発量

（水需給計画の点検・確認について）

本県の木曽川水系における水需給計画は、国土審議会水資源開発分科会での審議を経て、平成16年6月15日に閣議決定された「木曽川水系における水資源開発基本計画（第４次計画）」（以下、「フルプラン」という。）と考えており、水源である徳山ダムはすでに完成しているところです。

なお、フルプランのうち水道用水の需要想定については、本県が算定し、国土交通省土地・水資源局に回答しておりますが、供給計画は算定しておりません。

（資料提供について）

平成１６年３月３０日　愛知県から国土交通省土地・水資源局へ回答

○「木曽川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票（都市用水）」

○「水需給想定調査（生活用水）参考資料」

２．利水代替案が考えられないかの検討

（代替案が考えられない理由）

木曽川水系における利水計画は、平成16年6月15日付けで閣議決定された「木曽川水系における水資源開発基本計画（第４次計画）」であり、同計画に、供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項として、木曽川水系連絡導水路事業が掲上されているため。

なお、今後、「関係地方公共団体からなる検討の場」において検討主体から提示された代替案について、その実現性や地域社会への影響などを踏まえ、公正、客観的な立場から意見を述べさせていただきたいと存じます。

２２上計水第１９号
平成２２年１２月　９日

国土交通省中部地方整備局長
富田　英治　様
独立行政法人水資源機構　理事長
青山　俊樹　様

名古屋市長　　河村　たかし

木曽川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意思の確認等について（回答）

平成２２年１１月１７日付、国部整河環第２０号、２２ダ事第９９号で要請のありましたみだしの件につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

１．　木曽川水系連絡導水路により徳山ダムの水を導水する場合、その量は徳山ダムにすでに確保している開発水量（下表のとおり）となります。

対象事業	水道用水	工業用水
	１．０㎥／ｓ	０．７㎥／ｓ

２．　「総合的な評価」までの間に参画継続の検討を行うためには、別紙について、その内容を確認する必要がありますので、ご教示願います。
　また、代替案の検討につきましては、総合的な検討が必要となるため、市として検討することが困難と考えております。
　なお、検討にあたっては、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」に記述されているように、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性を確保していただきますようお願いいたします。

〔担当〕
上下水道局水道計画課
利水係 [redacted]
TEL [redacted]

（別紙）

1．　利水の検討にあたっては、流水の正常な機能の維持についての検討と相互に情報の共有を図りつつ実施していただきたい。

2．　事業検証を実施するにあたってはまず代替案の是非が課題となり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の中の利水代替案【13）ダム使用権等の振替え】、【14）既得水利の合理化・転用】等については、木曽三川の水の公平な利用の観点から検討していただきたい。

また、【15）渇水調整の強化】については、渇水調整協議会の常時設置などの方策の実施に向けて検討していただきたい。

２２上計水第１９－２号
平成２２年１２月　９日

国土交通省中部地方整備局長
富田　英治　様
独立行政法人水資源機構　理事長
青山　俊樹　様

名古屋市長　　河村　たかし

木曽川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意思の確認等について（回答）

平成２２年１１月１７日付、国部整河環第２０号、２２ダ事第９９号で要請のありましたみだしの件につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

１．　木曽川水系連絡導水路により徳山ダムの水を導水する場合、その量は徳山ダムにすでに確保している開発水量（下表のとおり）となります。

対象事業	水道用水	工業用水
	１．０㎥／ｓ	０．７㎥／ｓ

２．　「総合的な評価」までの間に参画継続の検討を行うためには、別紙について、その内容を確認する必要がありますので、ご教示願います。
　また、代替案の検討につきましては、総合的な検討が必要となるため、市として検討することが困難と考えております。
　なお、検討にあたっては、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」に記述されているように、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性を確保していただきますようお願いいたします。

〔担当〕
上下水道局水道計画課
利水係 [redacted]
TEL [redacted]

（別紙）

1．　利水の検討にあたっては、流水の正常な機能の維持についての検討と相互に情報の共有を図りつつ実施していただきたい。

2．　事業検証を実施するにあたってはまず代替案の是非が課題となり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の中の利水代替案【13）ダム使用権等の振替え】、【14）既得水利の合理化・転用】等については、木曽三川の水の公平な利用の観点から検討していただきたい。

また、【15）渇水調整の強化】については、渇水調整協議会の常時設置などの方策の実施に向けて検討していただきたい。

国部整河環第２８号
２２ダ事１１２号
平成２２年１２月１６日

名古屋市長　殿

国土交通省　中部地方整備局長

独立行政法人水資源機構　理事長

木曽川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意思の確認等について

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、平成２２年１２月９日付け２２上計水第１９号でいただいた回答について、別紙のとおり回答するとともに、あわせて要請しますので、よろしくお願いします。

（別紙）

ご提案いただいた事項については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って適切に検討を実施いたします。

なお、（別紙）２．の検討に当たっては、ダム使用権等の振替が可能な水量、都市用水の既得水利の合理化・転用が可能な水量及びこの転用を前提として農業用水の既得水利の合理化・転用に依存しなければならない水量について、関係地域の整理が必要なことから、名古屋市において貴市に関わる内容を検討していただき、当職が行う概略評価による利水対策案の抽出までに結果を提示していただくようお願いします。

また、渇水調整の強化については、渇水時に被害を最小とするため、既得水利権に対してもダムに依存する水利権と同等の節水率で調整することが重要であることから、その対応方針についても検討をお願いします。

以上

６上計水第４号
令和６年５月８日

国土交通省中部地方整備局長
佐藤　寿延　様
独立行政法人水資源機構　理事長
金尾　健司　様

名古屋市長　　河村　たかし

木曽川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意思の確認等について（回答）

平成２２年１１月１７日付、国部整河環第２０号及び２２ダ事第９９号で要請のありましたみだしの件につきましては、下記の通り回答いたします。

なお、検証終了後は、事業費の精査及びコスト縮減に努めるとともに、木曽川水系連絡導水路の早期完成をお願いいたします。
また、本市からの提案についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

・ダム事業参画継続の意思

事業対象	水道用水	工業用水
参画継続の意思	有	有

〔担当〕
上下水道局水道計画課
[redacted]
TEL [redacted]

受付第 7 号
R 6.5.08
独立行政法人水資源機構
ダム事業部